

知多市都市緑化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知多市都市緑化推進事業補助金（以下「補助金」という。）は、愛知県が実施するあいち森と緑づくり税を活用し、市内の私有地の建物や敷地の緑化の推進を図るため、企業等が実施する「緑の街並み推進事業」に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、知多市補助金等交付規則（平成4年知多市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑化施設 植栽、植栽基盤（土壌、軽量土、土壌改良材及び防根層を含む。）及び灌水施設をいう。
- (2) 緑化事業 緑化施設の設置を行うことをいう。
- (3) 緑化面積 敷地内の緑化施設の面積で、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第9条第1号並びに第2号イ及びロの緑化施設の面積の算出方法により算出したものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の私有地の建物又は敷地（以下「敷地等」という。）の緑化を進める事業で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 緑化面積が80平方メートル以上（生垣については、延長50メートル以上）であること。
- (2) 別表第1に定める基準を満たすものであること。
- (3) 緑化工法又は緑化資材の営業を目的としたものでないこと。
- (4) 宗教的又は政治的宣伝を意図したものでないこと。
- (5) 設置される緑化施設の管理予定者（以下「管理予定者」という。）と補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が同一であること。た

だし、管理予定者と申請者との間で、管理予定者が緑化施設の管理義務を負うことの実決めがなされている場合は、この限りではない。

(6) 申請者が緑化する敷地等の所有者と異なる場合は、当該所有者の承諾を得ていること。

(7) プランター等敷地等に定着せず、移動可能なものを使用していないこと。

2 補助対象事業は、第7条に規定する補助金の交付決定の通知日以降に着手するものでなければならない。

3 この要綱に基づく補助金の交付を受けたことのある敷地等における同一箇所の緑化又は他の補助金の交付を受ける緑化事業は、対象としない。

4 古木、銘木等の樹木単価又は大径木の運搬、植付等の植栽費用が極めて高価なものは、対象としない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う予定であるもので、補助金の申請時において、次の各号のいずれかに該当しないものとする。

(1) 市税を滞納している者

(2) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認める者

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助対象経費及び補助金の額には消費税及び地方消費税（以下、消費税等）は含まないものとする。ただし、次に掲げる申請者にあつては、消費税等を補助対象経費に含めて補助金の額を算定することができる。

(1) 個人事業者ではない個人

(2) 消費税法における納税義務者とならない事業者

(3) 免税事業者

(4) 簡易課税事業者

(5) 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）又は消費税法（昭和63年12月30日法律第108号）別表第3に掲げる法人

- (6) 国又は地方公共団体の一般会計である事業者
 - (7) 課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者
- (交付申請)

第6条 申請者は、補助対象事業を着手する前に、知多市都市緑化推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
 - (2) 事業計画書（第2号様式）
 - (3) 収支予算書（第3号様式）
 - (4) 緑の街並み推進事業に対する承諾書（申請者と事業を行う敷地等の所有者が異なる場合に限る。）（第4号様式）
 - (5) 事業内容を表した図面
 - (6) 事業着手前の写真等
 - (7) 事業に要する経費の見積書
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、知多市都市緑化推進事業補助金交付決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとする場合は、直ちに知多市都市緑化推進事業計画変更申請書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の補助事業の内容を表した図面等
- (2) 変更後の補助事業に要する経費の見積書

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、知多市都市緑化推進事業補助金変更交付決定通知書（第7号様式）

により補助事業者へ通知するものとする。ただし、補助金の交付額は、前条の規定により通知した交付決定額を限度とする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日から起算して14日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、知多市都市緑化推進事業補助金実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(第9号様式)
- (2) 平面図
- (3) 緑化構造図
- (4) 補助事業の実施状況及び完了後の写真
- (5) 補助事業に要した経費の領収書の写し
- (6) 収支決算書(第10号様式)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときはその内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、知多市都市緑化推進事業補助金確定通知書(第11号様式)により補助事業者へ通知するものとする。

(交付)

第11条 補助金は、額の確定後に交付する。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、知多市都市緑化推進事業補助金交付請求書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

(表示板の設置)

第12条 補助事業者は、あいち森と緑づくり税を活用した事業により実施した旨を示す事業表示看板(第13号様式)を事業実施場所に設置しなければならない。

(樹木等の管理)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した後においても善良な管理者の注意を

もって、樹木等の健全な育成及び管理に努めなければならない。

(現況報告)

第14条 市長は、必要があると認める場合は、補助事業者に対し、知多市都市緑化推進事業補助対象緑化施設現況報告書(第14号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助事業の現況を報告させることができる。

(1) 位置図

(2) 補助事業に係る図面(計画平面図及び緑化構造図)

(3) 現況写真

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(財産処分の制限)

第16条 規則第23条ただし書きに規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

(委任)

第17条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月6日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に補助金の交付の決定を受けた補助事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に補助金の交付の決定を受けた補助事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

緑化事業	基準	要件
屋上緑化 壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化	右記の要件のうち、いずれかを満たすこと。	(1) 道路から眺望できること。 (2) 不特定の人が立ち入って見ることができること。 (3) 管理者等の了承のもと、必要に応じて見ることができること。
生垣設置	右記の要件のすべてを満たすこと。	(1) 接道（公道及び市長がこれに準ずると認める道路に接することをいう。）の延長の20パーセント以上であること。 (2) 樹木の高さが敷地面から0.6メートル以上であること。 (3) 延長1メートルあたり2本以上植樹すること。 (4) 植樹する場所の盛土をブロック等で囲む場合は、敷地面から0.5メートル以下であること。

備考 緑化事業を行う敷地等について、他の法令等の規定による緑化義務が存する場合は、当該義務の範囲内に限り、補助の対象外とする。

別表第2（第5条関係）

補助対象経費	補助金の交付金額
屋上緑化、壁面緑化、空地緑化及び駐車場緑化の工事費のうち、植栽、植栽基盤（土壌、軽量土、土壌改良材及び防根層を含む。）、灌水施設及び生垣設置に係る工事費並びに事業表示看板の設置に係る費用。ただし、植栽については、植栽した個体の生育期間が1年又は2年間程度しか見込めないものを除く。	補助対象経費の2分の1（500万円を限度とし、10万円未満の場合は、交付しない。）とし、次の額の範囲内とする。 (1) 屋上緑化及び壁面緑化は、緑化面積に1平方メートルあたり3万円を乗じて得た額 (2) 駐車場緑化は、緑化面積に1平方メートルあたり2万円を乗じて得た額 (3) 空地緑化は、緑化面積に1平方メートルあたり1万5千円を乗じて得た額 (4) 生垣設置は、生垣の延長1メートルあたり5千円を乗じて得た額

あいち森と緑づくり税を財源とする
「緑の街並み推進事業」により、
〇〇〇〇の緑化整備を行いました。

年 月

事業実施者

備考 1 大きさは、日本工業規格A4以上とする。

2 材質は、耐光性及び耐久性に富み、かつ、容易に破損しないものとする。